

令和8年1月9日

広島市内における覚醒剤等密売事件について

中国四国厚生局麻薬取締部は、広島県警察と合同捜査を実施し、広島市内在住の無職男性(58歳)及び無職女性(56歳)を覚醒剤取締法違反(営利目的譲渡事実)・麻薬特例法違反(規制薬物としての譲渡事実)で本年1月7日に通常逮捕し、報道発表しました。

1. 逮捕事実

被疑者両名は、共謀の上、令和7年10月30日、広島県福山市在住の女性に対して、覚醒剤約1グラムを営利目的で譲渡し、同月31日、岡山県倉敷市在住の男性に対して、覚醒剤様のもの約5グラムを覚醒剤として譲渡したもの。

2. 事犯概要

- (1) 令和7年11月4日、被疑者両名等を覚醒剤営利目的所持事実で逮捕
- (2) 同年11月25日、被疑者両名等を覚醒剤及び大麻営利目的所持事実で逮捕
- (3) 同年12月15日、被疑者両名等を覚醒剤及び大麻営利目的所持事実で逮捕
- (4) 令和8年1月7日、被疑者両名を上記1項記載の事実で逮捕

3. 押収物

覚醒剤 122.996グラム
大麻 104.234グラム

4. 罪名及び罰条

①覚醒剤取締法違反

同法第41条の2第2項、第1項※

法定刑：1年以上の拘禁刑又は情状により500万円以下の罰金を併科

(※：営利の目的で覚醒剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者は、1年以上の拘禁刑に処し、又は情状により1年以上の拘禁刑及び500万円以下の罰金に処する。)

②国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（麻薬特例法）違反

同法律第8条第2項※

法定刑：2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

(※：薬物犯罪（規制薬物の譲渡し、譲受け又は所持に係るものに限る。）を犯す意思をもって、薬物その他の物品を規制薬物として譲り渡し、若しくは譲り受け、又は規制薬物として交付を受け、若しくは取得した薬物その他の物品を所持した者は、2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。)



押収した覚醒剤、乾燥大麻、注射器等



押収した覚醒剤



押収した乾燥大麻